

「東京における都市計画道路の在り方に関する 基本方針」策定に向けた考え方

第9回専門アドバイザー委員会資料

【取扱注意】

※本資料は、検討段階のものであり、未確定なデータも含まれています。

目次

基本方針（案）からの主な変更点

－新旧対照表

検討会スケジュール

－検討スケジュールについて

基本方針（案）からの主な変更点

<新旧対照表>

旧：基本方針（案）	新：基本方針
<p>はじめに本文</p> <p>こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、東京都と特別区及び26市2町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路を対象とし、都市計画道路の在り方について調査検討を進めています。</p> <p>このたび、都市計画道路の在り方を検討する検証項目ごとの検証手法や計画変更等の対応方針を整理した、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）」を取りまとめましたので、本案に対する皆様からの御意見・御提案を募集します。</p> <p>皆様から頂いた御意見・御提案は、本年中を目途に予定している「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定の参考とさせていただきます。</p> <p>P12 本文</p> <p>本検討の対象延長約535kmの内訳は、表2-1のとおりです。</p> <p>また、本検討では、対象を広域的な道路と地域的な道路とに分けて検証を行います。広域的な道路とは、交通や防災等の面から広域的な役割を果たす幹線道路で、現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路をいい、地域的な道路とは、広域的な道路以外をいいます。検討対象は図2-3のとおりです。</p>	<p>はじめに本文修正</p> <p>こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、東京都と特別区及び26市2町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路を対象とし、都市計画道路の在り方について調査検討を行いました。</p> <p>平成30年7月には「中間のまとめ」を、令和元年7月には「基本方針（案）」を公表し、皆様からの御意見等を頂きました。</p> <p>その後、皆様からの御意見等を参考に、東京都と特別区及び26市2町が協働で検討を進め、このたび「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>今後とも必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、都市計画道路の見直しを不断に行ってまいります。</p> <p>P12 本文追記（パブコメ反映箇所：P9 広域的な道路と地域的な道路4項）</p> <p>本検討の対象延長約535kmの内訳は、表2-1のとおりです。</p> <p>また、本検討では、対象を広域的な道路と地域的な道路とに分けて検証を行いました。広域的な道路とは、交通や防災等の面から広域的な役割を果たす幹線道路で、現時点で、都が主な都道として整備・管理が必要と考える道路をいい、地域的な道路とは、広域的な道路以外をいいます。広域的な道路については都が検討を行い、地域的な道路については一部の路線を除き、基本的に区市町が検討を行いました。</p> <p>検討対象は図2-3のとおりです。</p>

* 検討段階のものであり、今後の議論を踏まえて変更となる可能性がある。

基本方針（案）からの主な変更点

＜新旧対照表＞

旧：基本方針（案）	新：基本方針
<p>P 12 注釈</p> <p>[1] 本検討対象のうち、立体交差、橋詰及び事業実施済み区間は、延長に計上していないものもあります。</p>	<p>P 12 注釈修正（パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について）</p> <p>[1] 今回の検証項目の中には既に事業が行われているものや対象が局所的なものについて、延長に計上していないものがあります。具体的には、立体交差については立体交差の構造物ができていない区間において、都市計画の幅員で暫定的に平面交差点として整備されている区間は延長に計上していません。また、橋詰及び事業実施済み区間についても、延長に計上していません。</p>
<p>P 15 本文追記</p> <p>本検討における検討フロー^[1]は図2-5のとおりです。 また、本検討における検証項目は表2-2のとおりです。</p>	<p>P 15 本文追記（パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について）</p> <p>本検討における検討フロー^[1]は図2-5のとおりです。 また、本検討における検証項目は表2-2のとおりです。</p> <p>なお、今回の検討対象の中には、新たな検証項目のいずれにも該当しない区間^[1]があります。それらの区間は、今回、新たな検証は行いませんが、整備方針（第四次事業化計画）における検証では、将来都市計画道路ネットワーク、すなわち都市計画道路をつなぐことの必要性が確認されています。</p>
<p>P 15 注釈</p> <p>[1] 今回の検討対象の中には、新たな検証項目のいずれにも該当しない区間があります。それらの区間は、今回、新たな検証は行いませんが、整備方針（第四次事業化計画）における検証では、将来都市計画道路ネットワーク、すなわち都市計画道路をつなぐことの必要性が確認されています。</p>	<p>P 15 注釈追記（パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について）</p> <p>[1] 新たな検証項目のいずれにも該当しない区間とは、広域的な道路の現道無道路のうち、表2-2に示す検証項目の「2 交差部の交差方式の検証」及び「3 計画重複等に関する検証」に該当しない区間です。</p>
<p>P 16 コラム</p>	<p>P 16 コラム追加（パブコメ反映箇所：P 3 基本的な考え方4項）</p> <p>（コラム） 都市計画道路の見直しの経緯について</p>
<p>P 63～66 位置図</p>	<p>P 64 位置図変更（パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について）</p> <p>「都市計画公園等との重複」検証結果の位置図サイズ（A3）に変更</p>

* 検討段階のものであり、今後の議論を踏まえて変更となる可能性がある。

基本方針（案）からの主な変更点

<新旧対照表>

旧：基本方針（案）	新：基本方針
P 63 注釈	P 64 注釈追記 ※公-59の青山墓園と環状4号線支線1との重複箇所は、第3章2（3）支線の検証において、環状4号線支線1が「計画の変更(支線の廃止)」(P49参照)となり、都市計画道路が廃止されることで重複が解消され、計画が整合します。
P 67 本文（検証対象）	P 65 本文（検証対象）追記（パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について） (対象箇所については、P66の図3-47の予定路線の位置図参照)
P 79 本文 今後、皆様からの御意見等を踏まえ、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を、本年中を目途に策定していきます。	P 77 本文修正 本検討で計画の変更予定となった路線（区間・箇所）は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。
P 4、P 32、P 36、P 39、P 43、P 52、P 54、P 63～66 グラフ、図の記載	P 4、P 33、P 36、P 40、P 44、P 53、P 55、P 64 グラフ、図の記載修正 (パブコメ反映箇所：P 7 基本方針案の記載内容について)

* 検討段階のものであり、今後の議論を踏まえて変更となる可能性がある。

検討スケジュール <検討スケジュールについて>

		平成29年度(2017年度)				平成30年度(2018年度)				平成31年度・令和元年度(2019年度)				
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
検討会等	庁内検討会 都・区検討会 都・市町検討会	① (5/17・24)	② (7/27)	③ (10/3)	④ (12/14)	⑤ (2/2)	⑥ (5/18)	⑦ (9/18)			⑧ (5/10)		⑨ (10/24)	
	専門アドバイザー委員会	① (6/1)	② (8/1)	③ (10/12)	④ (12/20)	⑤ (2/7)	⑥ (5/23)	⑦ (9/21)			⑧ (5/15)		⑨ (10/25)	
	都・区市町策定検討会議	① (6/8)		② (10/19)		③ (2/14)	④ (5/30)		⑤ (10/11)		⑥ (5/31)		⑦ (11/7)	
検証項目	概成道路における拡幅整備 の有効性の検証		[Blue bar]											
	交差点部の交差方式等の検証		[Blue bar]											
	計画重複等に関する検証		[Blue bar]											
	地域的な道路に関する検証		[Blue bar]											
個々の路線の検証			← 対象路線全体の検証 →				← 個々の路線の検証 →							
基本方針	中間のまとめ						公表 (7/9)	パブコメ(~8/10)						
	基本方針(案)									公表 (7/12)	パブコメ(~8/12)			
	基本方針												策定予定	

* 検討段階のものであり、今後の議論を踏まえて変更となる可能性がある。